

住民監査請求（政務活動費 2）の監査結果について（概要）

大阪市監査委員は、次のとおり、平成 28 年 12 月 5 日に提出された住民監査請求について、平成 29 年 2 月 2 日に請求人（4 人）に監査結果を通知しました。（監査結果は同年同月 1 日決定）

1 請求の要旨

本市が平成 27 年度に自由民主党大阪市議員団へ交付した政務活動費から、新田孝市議員に係る事務所費のうち水道光熱費等として 143 万円（月額 13 万円と固定）が支出された。

この水道光熱費等について事務所賃貸借契約書では「備品、水道光熱費、車両及び電話料等の使用料」となっており、不明確で高額過ぎる。また、契約書の借主の記載がまちまちであり、契約書上で借主を特定できず、通常の不動産契約であれば無効である。

したがって、上記水道光熱費等 143 万円の支出は違法であるから、監査委員は、市長に対し、上記議員団に対して上記支出額を返還させるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

2 監査の結果（棄却）（監査委員の判断の要旨）

政務活動費の使途基準適合性に関する確認は、第一次的には会派が自主的、自律的に行うべきもので、市会事務局職員による確認は一般的、外形的に行うことが要請されているというべきであり、政務活動費の支出が適切になされていないと明らかに疑われるべき具体的な事情があった場合に具体的な調査をすべき職務上の義務があるというべきであって、市会事務局職員の確認方法がこれらの点から不適切あるいは不合理な場合には、違法、不当な公金の支出となることがある。

(1) 事務所賃貸借契約書に記載された水道光熱費等は内訳が不明確であり高額すぎないか

本件請求以前に、市会事務局が、事務所賃貸借契約の内容につき、会派として備品や光熱水費等の一覧を把握していることを確認したことは、その方法において不適切、不合理なものとはいえない。

さらに本件請求後、市会事務局は請求人の主張について、「水道光熱費等」の具体的な内容を会派からの一覧で確認しており、その内容は具体的であり、範囲が不明確であるということとはできない。

また、市会事務局が会派から備品等の一覧の提示を受け、他の議員の事例や市場価格から考えられる月額範囲から、「水道光熱費等」の金額が社会通念上妥当な範囲であるとしていたこれまでの判断の妥当性を検証した方法は不合理とはいえないし、その結果、「水道光熱費等」の月 13 万円が社会通念上妥当な範囲を逸脱していないとする市会事務局の判断も不合理とはいえない。

よって、市会事務局職員による「水道光熱費等」の確認方法が不適切、不合理ということとはできない。

(2) 賃貸借契約が無効か、またこのような契約に基づく事務所費の充当は違法か

押印のある契約書本文末尾には「新田孝市政務所 新田孝」と記載されている上、契約書に記載されているその他の表記は法人ではなく、契約の当事者となりえない。

また、市会事務局は会派支部事務所とみなされている各議員事務所について、会派代表者の承諾をもって議員が契約締結することを運用上認めており、本件でも新田市議員個人が契約当事者であると認識しているが、そのように考えても手引きが事務所費を「会派が行う調査研究等政務活動のために必要となる事務所の設置及び管理に要する経費」と規定する趣旨が損なわれるとは考えられない。

以上の理由により、本件契約書の借主は新田市議員個人と解され、契約当事者は確定しているといえるから、本件賃貸借契約が無効であるということとはできず、当該契約に基づく事務所費の充当が違法とはいえない。

以上より、市会事務局職員による確認方法が不適切、不合理とはいえず、市会事務局職員による違法不当な公金の支出があったとは認められない。